

西三河都市計画地区計画の変更 (安城市決定)

都市計画榎前工業団地東地区計画を次のように変更する。

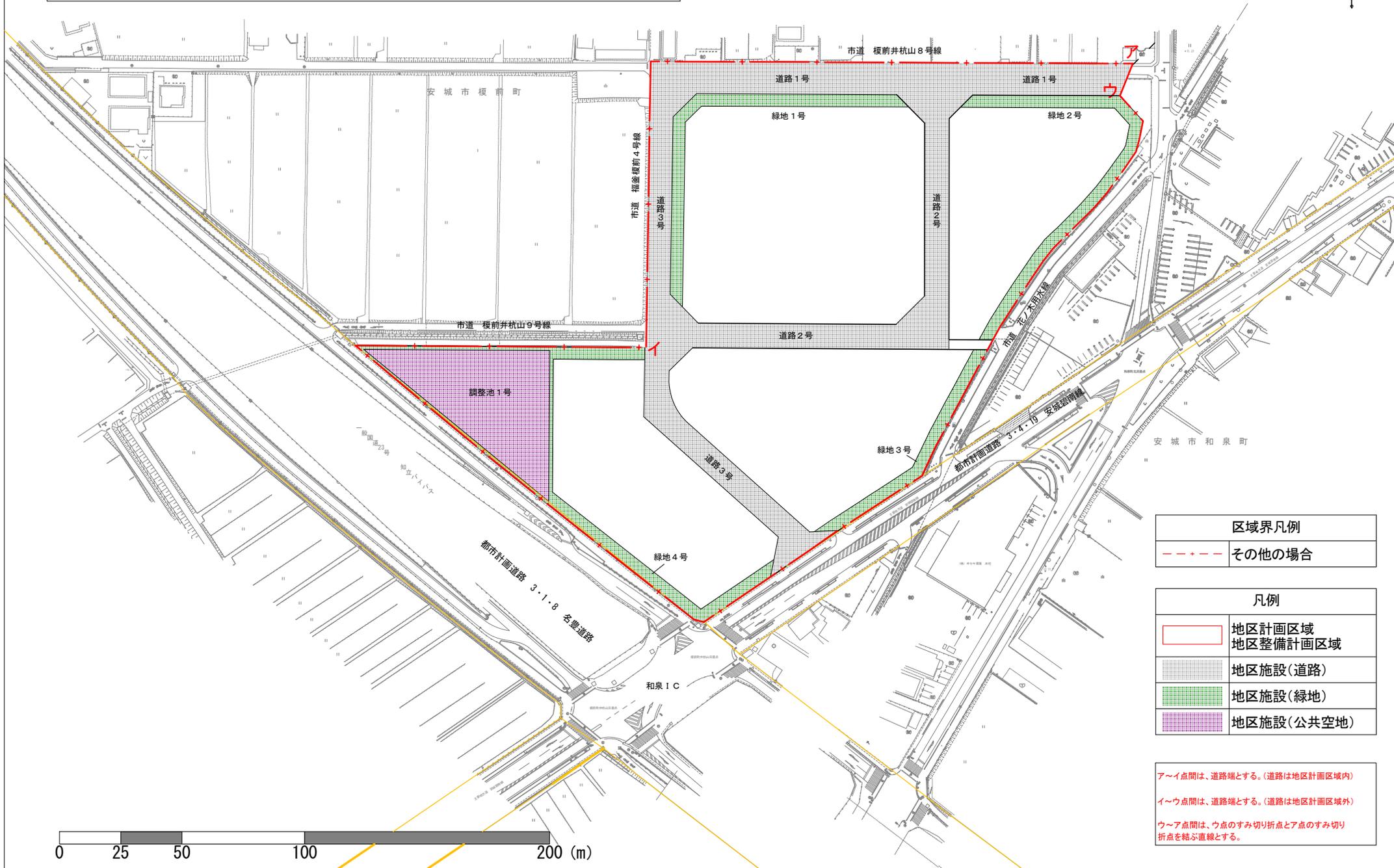
名 称		榎前工業団地東地区計画				
位 置		安城市榎前町井杭山の一部				
面 積		約3.6ha				
地区計画の目標		本地区は、安城市南部の国道23号和泉ICや主要地方道安城碧南線に隣接する交通利便性の高い地区であることを活かし、優良な工業団地としての基盤施設を構築するとともに、地区周辺の環境と調和を図りつつ、機能的で活力ある産業空間の形成を図ることを目標とする。				
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	優良な工業団地として、周辺環境との調和に留意しつつ、交通利便性を生かした合理的な土地利用を図る。				
	地区施設の整備の方針	優良な工業団地を形成するため、効率的な土地利用に配慮した道路を配置し、幹線道路への交通の円滑な処理を図る。また、周辺の生活環境を維持保全するため、周囲に緑地及び調整池を配置する。				
	建築物等の整備の方針	優良な工業団地を形成するため、建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最高限度、建築物の建ぺい率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、垣又はさくの構造の制限を定める。				
	その他当該地区の整備・開発及び保全に関する方針	敷地周辺部の緑化に努め、快適でゆとりのある工業団地の形成及び周辺環境との調和を図る。また、安全で円滑な交通を確保するため適切な道路整備を行う。				
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	種類	名 称	幅 員	延 長	配 置
		道路	道路1号	約13.0m	約200m	計画図表示のとおり
			道路2号	約10.0m	約200m	
			道路3号	約9.5m～ 約10.0m	約210m	
		緑地	名 称	幅 員	面 積	計画図表示のとおり
			緑地1号	約5.0m	約840㎡	
			緑地2号	約5.0m	約900㎡	
			緑地3号	約5.0m	約500㎡	
		公共空地	名 称	面 積		計画図表示のとおり
			調整池1号	約2,300㎡		
緑地4号	約1.5m～ 約5.0m	約1,090㎡				

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1 製造業（日本標準産業分類に掲げる大分類 E）に属する工場施設又はそれに関する研究開発施設。ただし、次に掲げるものを除く。 ア 建築基準法別表第2（ぬ）項第3号（8の3）、（9）、（13）及び（13の2）並びに（る）項第1号に掲げる事業を営む工場 イ 建築基準法別表第2（る）項第2号に掲げるもの ウ 産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第4項に規定するもの）の収集、運搬又は処分の用に供するもの 2 前号の建築物に附属し、用途上不可分のもの 3 排水管理上必要な施設
		建築物の容積率の最高限度	15 / 10
		建築物の建蔽率の最高限度	6 / 10
		建築物の敷地面積の最低限度	3,000 m ² （排水管理上必要な施設を除く。）
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、道路境界線までの距離は5メートル以上、道路境界線以外の敷地境界線までの距離は2.5メートル以上でなければならない。
		垣又はさくの構造の制限	道路境界線から5.0m未満の距離に設置する垣又はさくは、生垣又は透視性のあるフェンス等（基礎を有する場合にあっては、敷地地盤面からの高さが0.5mまでの基礎に限る。）としなければならない。
	土地利用に関する事項	地区施設の緑地は、その用途以外に利用してはならない。また、地区施設の緑地の樹木は、保全に努め、伐採してはならない。ただし、次に掲げる行為は、この限りではない。 1 非常災害のため必要な措置として行う行為 2 除伐、間伐、整枝等樹木の保育のために通常行われる樹木の伐採 3 枯損した樹木又は危険な樹木の伐採 4 仮植した樹木の伐採 5 測量、実施調査又は施設の保守の支障となる樹木の伐採 6 その他、市長が認める行為	

「区域、地区の区分及び地区施設の配置は、計画図表示のとおり」

西三河都市計画榎前工業団地東地区計画 計画図

S=1:2000 (A4印刷時)



区域界凡例	
	その他の場合

凡例	
	地区計画区域
	地区整備計画区域
	地区施設(道路)
	地区施設(緑地)
	地区施設(公共空地)

ア～イ点間は、道路端とする。(道路は地区計画区域内)
 イ～ウ点間は、道路端とする。(道路は地区計画区域外)
 ウ～ア点間は、ウ点のすみ切り折点とア点のすみ切り折点を結ぶ直線とする。

